

WELFARE INFORMATION GIFU

福祉だより ぎふ

「福祉のお仕事 ミニ就職フェアin岐阜地域」を開催

2月1日(土)、岐阜県福祉・農業会館において、第2回「福祉のお仕事 ミニ就職フェア」を開催しました。

本年度のミニ就職フェアは、10月4日(金)に西濃地域で第1回を開催。第2回となる今回は46名の求職相談者が参加し、そのうち3名の方が参加事業所への就職につながりました。(2月25日現在)

岐阜県福祉人材総合支援センターでは、次年度に向けこうした就職フェア等の機会を更に強化し、福祉事業者と求職者との出会いの機会づくりを通じ、福祉人材の確保支援に取り組んでまいります。



福祉の仕事内容について熱心に研究する求職者



大会議室には高齢分野の15事業所が出展



研修室には障がい・児童分野の7事業所が出展

CONTENTS

2020

3

No.690



ともにん



あおいと希望ちゃん

- 地域における公益的な取組に関するアンケート調査結果についてP2
- 事業所における苦情解決に関する仕組みの指針についてP4
- 労務相談Q & AP5
- 気づきを次へ ～第三者評価受審施設の声～P6
- お知らせP7

地域における公益的な取組に関するアンケート調査

(令和2年1月実施)結果について

支援事例を参考に

今回は1月に実施した「ぎふ社会福祉法人地域公益実践推進事業」（結（YU）プロジェクト）に関するアンケートの結果について報告します。

本アンケートでは、地域でのより活発な公益的取組の実施において必要な、法人間連携の実態を明らかにするために、新たに市町村社協にも回答を依頼しました。今回はその速報版ということで、支援事例等も交えながら県内の取組の状況についてお伝えしたいと思います。

アンケートの概要と基礎情報

●アンケートの概要

今後の結プロジェクトの推進方を検討するために、県内の255の社会福祉法人（以下、法人）と42の市町村社会福祉協議会（以下、市町村社協）を対象に実施し、回収率は法人60.8%、社協92.9%でした。

法人に対しては、取組の実施状況、取組事例、取り組む上での課題、社協に期待することなど、社協には、課題の把握実態、取組の課題、管内法人との連携状況や期待することなどをそれぞれ聞き取りました。

●基礎情報

今回のアンケート結果に入る前に県の法人についての基礎情報について触れておきます。

図1 法人が運営する施設数

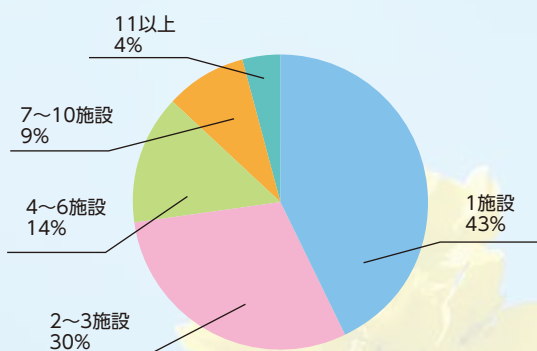


図1

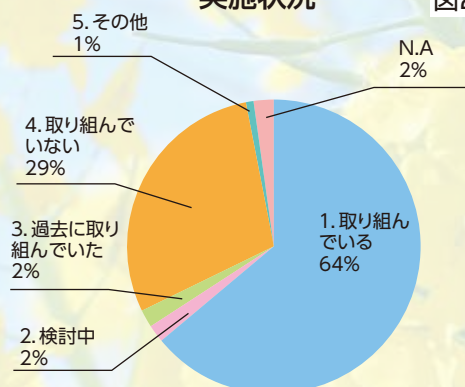
図1にあるように2以上の施設を運営している法人は57%となっています。しかし、それ以外の実に43%が一人一施設であり、この形態が大半を占めていることが分かります。

県内法人の公益的取組の実施状況

図2は、今回実施したアンケート（令和2年1月実施）による取組実施の割合を示すグラフです。取り組んでいると回答したのは64%で、平成29年9月に実施した前回のアンケートと比較して19%増加となりました。

図2で「取り組んでいる」と回答した法人の実施体制についてのグラフが図3です。単独で取組を

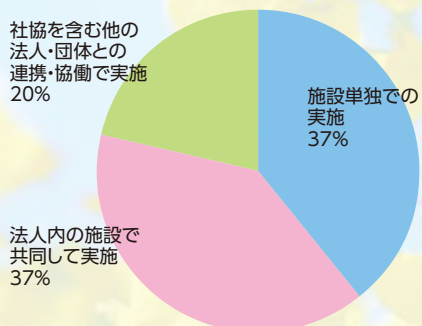
図2 実施状況



実施している割合は37%です。これは、前述したように、母数として一人一施設の数が多かったためと思われる。

しかし、施設単独で実施する取組には限界があり、社協を含む法人間の連携をいかに進めていくかが、取組数やバラエティを増やしていく鍵になると考えています。

図3 実施体制



取組事例について

今回は102法人から217の事例をご紹介いただきました。

●金融機関での介護サービスの勉強会及び相談会

●地域の方への施設の開放

●災害時の福祉避難所としての提供

●地域での居場所作りを考えるセミナーと場作り

●母子世帯への支援

●就業を目指す障がいを持つ方への支援

●ひとり親家庭の子どもへの学習支援

●フードドライブの実施

実施における課題

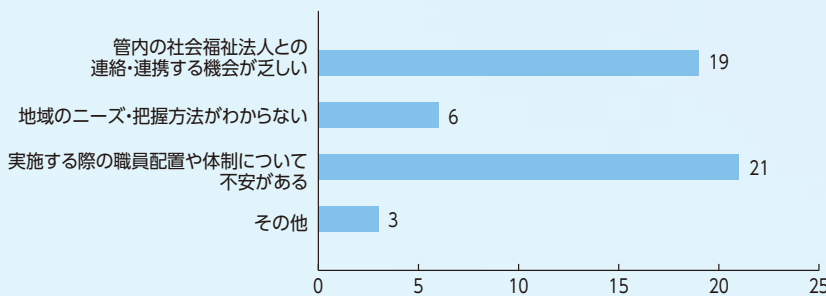
県内の法人に取り組み上で課題になっていることは「人材不足」が最も多く、次に「財源不足」「地域ニーズが分からない」さらに「関係機関とのネットワークの不足」でした。こうした課題は、施設単独で取組を実施している現況と無関係ではなく、他の法人との連携により人材不足の緩和が期待されています。また、市町村社協と役割分担して地域ニーズを把握するなどの補完効果が期待できると考えられます。

こうしたことを踏まえて、今回のアンケートでは、市町村社協への聞き取りも実施しました。

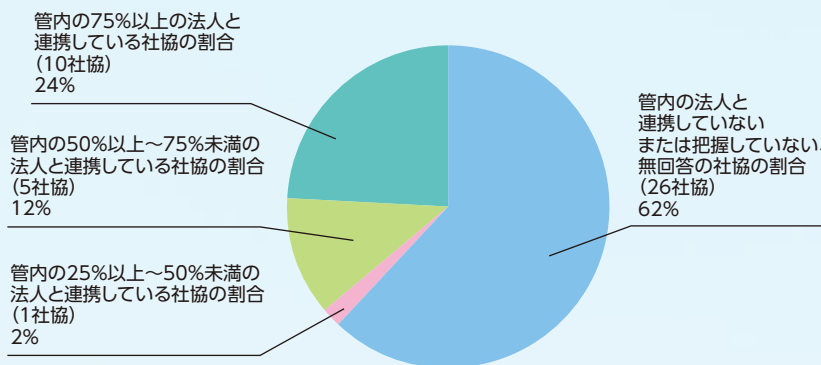
市町村社協の取組状況と期待される役割

市町村社協が取組を実施する上で感じている課題として最も多かったのが、「職員配置や体制」、次に「管内法人との連携する機会

市町村社協における取組実施上の課題 図4



市町村社協と管内法人との連携状況 図5



さらに図5が示すように、「管内の法人と連携していない、もしくは把握していない、無回答」の社協の数が26と過半数を占めるなど、社協側から法人に対して取組の働きかけを実施していく課題があると思われま

ずの情報提供、社会福祉法人間の連携の基盤やネットワーク作り、制度の狭間におかれている人への包括的な支援体制作りなど、法人が難しいと感じている部分を補てんすることができると思われる意見がみられました。このように法人からは、取組を推進する上での市町村社協の役割に大きな期待が寄せられています。

まとめにかえて

これまで見てきたように、県内の公益的取組については、実施の法人数は増えてきているものの、施設単独での実施や人員不足などの問題が明らかになりました。

今後は、こうした課題に対応するために市町村社協と管内の法人との連携・協働を一層進めていく必要があると考えています。

県社協としては、来年度「ぎふ社会福祉法人地域公益実践推進事業（結プロジェクト）」において、市町村社協の公益的取組の担当者を対象にした会議を設け、地域における法人間連携・協働の推進や居場所づくり、学習支援、子ども食堂等の具体的な取組の充実を目指していく予定です。

事業所における苦情解決に関する仕組みの指針について

岐阜県運営適正化委員会

厚生省では、平成12年度(平成29年3月一部改正)にて社会福祉事業の経営者が自ら苦情解決に積極的に取り組む際の参考として指針が作成されています。その目的には、「自ら提供するサービスから生じた苦情について、自ら適切な対応を行うことは、社会福祉事業の経営者の重要な責務である」と記されています。

仕組みの主要は、①苦情解決責任者 ②苦情受付担当者 ③第三者委員 を設置することにあります。その指針に関する概要を次に記載します。

1 苦情解決体制

(1) 苦情解決責任者の設置

苦情解決の責任主体を明確にするため、施設長、理事長等を苦情解決責任者とする。

(2) 苦情受付担当者の設置

利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整えるため、職員の中から苦情受付担当者を任命する。

(3) 第三者委員の設置

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置する。

ア 第三者委員の要件

○苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること。 ○世間からの信頼性を有するものであること。

(例示) 評議員、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員、児童委員、大学教授、弁護士など

“事例としては、公務員、学校の先生、自治会長などで設置されています。”

イ 設置人数

第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数であることが望ましい。

“事例の多くは、2～3名となっています。”

ウ 選任方法

第三者委員は、経営者の責任において選任する。

(例示) ○理事会が選考し、理事長が任命する。

○選任の際には、評議員会への諮問や利用者等からの意見聴取を行う。

エ 職務(抜粋)

○利用者からの苦情の直接受付 ○苦情申出人及び事業者への助言 ○話し合いへの立会い 等

オ 報酬

第三者委員への報酬は、中立性の確保のために、実費弁償を除きできる限り無報酬とすることが望ましい。

以上、指針の基本概要を記載しましたが苦情解決体制が設置されました次は、苦情解決の仕組みや「苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員」の氏名・連絡先を明記して施設内に掲示すると共にパンフレットの配布等により周知することとなります。

ここで配慮すべきことは、第三者委員には、事前に連絡方法の承認を得ておくことです。そして電話番号を記載する方法の時は、連絡可能な時間帯を明記する事も大切です。実際に苦情を対応する手順についても次のとおり指針に記載されています。

①苦情受付の報告確認を行うこと。 ②苦情解決に向けての話し合いを行うこと。 ③苦情解決の記録、報告を行うこと ④解決結果の公表を行うこと。特に①苦情受付報告確認では、苦情受付担当者が書面として記録に残すこと。苦情解決責任者は、第三者委員への報告を位置づけること。④解決結果の公表では、個人情報に関するものを除きインターネットの活用や広報誌等を通じて公表すること。などが記載されています。

各事業所におきましては、本指針を参考として苦情解決の仕組みを設けることが望まれています。

2019年度 岐阜県運営適正化委員会苦情受付状況

1 サービス分野別受付件数と割合

区分	件数(件)	割合
高齢者	19	23%
障害者	48	58%
児童(保育)	7	8%
その他	9	11%
計	83	-

2 苦情の内訳一覧

苦情内訳	件数(件)	割合
職員の関わり方・言葉遣い	35	42%
サービスの質や量	10	12%
説明・情報提供のあり方	13	16%
利用料関係・説明	2	2%
介護事故・物損等	3	4%
虐待・暴言等	3	4%
その他制度的な内容	17	20%
計	83	-

3 苦情申出人属性の受付件数と割合

区分	件数(件)	割合
利用者	43	52%
家族	26	31%
代理人	0	0%
職員	6	7%
その他	8	10%
計	83	-

※2019年4月から2020年1月末現在

問合せ先 岐阜県運営適正化委員会 TEL:058-278-5136

協力：伏屋社会保険労務士事務所 加藤令子氏（社会保険労務士）

労務相談 Q & A

法令の最新情報

●雇用保険料免除措置の廃止（施行：令和2年4月1日）

平成29年1月1日から雇用保険法が改正され65歳以上の方でも雇用保険の対象者として加入できるようになりました。一方、64歳以上の方の雇用保険料免除は廃止になりました。ただし、すぐに廃止になると影響力も大きく、事業主の負担も増えるので、一定期間の緩和措置が設けられました。

緩和措置期間は令和2年3月31日までです。

したがって**令和2年4月1日より、新たに雇用保険料が徴収**されることになります。

4月の給与計算の際は雇用保険料の控除に気を付けてください。

●健康保険被扶養者認定における国内居住要件（施行：令和2年4月1日）

令和元年5月に健康保険法が改正され、健康保険の被扶養者の要件に、**国内居住**であることが追加されました。これにより、**令和2年4月1日**以降は、被扶養者認定の際は日本年金機構が国内居住要件を満たしていることを確認し、認定後は、健保協会が毎年実施する被扶養者再確認等により確認することになります。

ただし、以下の者については例外として要件を満たすものとされています。

	国内居住要件の例外	証明書類
①	外国において留学する学生	査証・学生証・在学証明書・入学証明書等の写し
②	外国に赴任する被保険者に同行する者	査証・海外赴任辞令・海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③	観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証・ボランティア派遣期間の証明・ボランティアの参加同意書等の写し
④	被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤	①～④のほかに事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	個別判断（厚生労働省に相談）

証明には公的な証明書類が必要になります。本人の申し立てのみでは認められません。民生委員による証明書も認められます。

気づきを次へ

～第三者評価事業受審施設の声～



保育所ちゃお（恵那市）
園長 西尾 千代子 さん

2019年度に初めて、第三者評価を受けました。職員全員で、書類の準備、内容の検討を行いました。

評価委員の方々をご指導して下さい、結果を職員の間で周知、改善しました。

今後も第三者評価を受けながら、安心安全に配慮し職員一同協力して、より一層、質の高い乳児保育を目指していきます。



東さくらこども園（大野町）
園長 滝沢 桂子 さん

第三者評価受審を前に、戸惑いもありましたが受審することで今まで見えてこなかった問題点や課題が見つかり、勉強することも多くありました。

当日は、様々な意見や指摘、アドバイスをいただき感謝しています。教育・保育理念「生きる力を育む教育・保育」を柱として職員が同じ方向を向いていきたいと思っています。



若松学園（山県市）
園長 柏木 満美子 さん

この度は皆様大変ご多忙の中、当施設の評価をしていただき誠にありがとうございました。

私たちはこの第三者評価という制度を、客観的に日々の取り組みを反省し見直す絶好の機会と捉えております。

貴会よりいただきました評価は、それで気を緩めることなく、より一層、子どもたちの心に寄り添った児童養護に努めてまいります。今後ともご指導ご鞭撻のほどご協力お願い申し上げます。



合掌苑（郡上市）
施設長 成澤 武史 さん

社会的養護の子ども達の安全と安心を守る児童養護施設として、第三者の方から施設内の様子、自分達の養育を定期的に評価頂くことは、自分達の養育を見直す機会として大変重要であり、大切な機会を頂いていると思っています。

委員の皆様には、私達の仕事の意義を理解して頂き、また勇気づけられる評価やご意見を頂きました。

今後も社会的養護の子ども達が安心して暮らし、それぞれの家庭の支えとなれるよう努力していきます。

車いす等備品貸出のご案内

岐阜県社会福祉協議会では、県内にお住まいの方・県内学校・福祉施設に、車いすや高齢者疑似体験セットなどを無償で貸出しています。

学校や地域での福祉教育や体験学習等にご利用ください。(貸出期間は原則1週間です。)

- ◆車いす……………16台
- ◆高齢者疑似体験セット
Mサイズ……………12セット
Sサイズ……………4セット
- ◆歩行補助体験
アルミ軽量ステッキ……………14本
- ◆点字板……………40セット
- ◆白杖(アイマスク付き)……………43本
- ◆視覚障がい体験ボード……………2セット
- ◆視覚障がい体験プレートセット…1セット



問合せ先 ボランティア・市民活動支援センター TEL:058-274-2940

平成31年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険 検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

事故・紛争円満解決のために!

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

1 基本補償(賠償・見舞)

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	待機時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 15~7万円 通院時 1~3.5万円

保険期間1年

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
100名以降1名~10名増ごと	1,500円
基本補償(A型) 保険料	+
	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円



スケールメリットを活かした
充実した補償と
割安な保険料
です。

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 施設職員の補償 改定

プラン4 社会福祉法人役員等の補償

◆クレーム対応サポート補償(プラン1-①オプション4) 改定

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

ありがとうございました!

一般財団法人岐阜社会福祉事業協力会様 より寄附

一般財団法人岐阜社会福祉事業協力会様より、10万円の寄附をいただき、1月26日、本会より感謝状を贈呈いたしました。

寄附金は、地域福祉の増進のため、本会事業において有効に使わせていただきます。



▲一般財団法人岐阜社会福祉事業協力会 林 直康理事長(写真左)と県社協 小林常務理事=岐阜社会福祉事業協力会

公益社団法人生命保険 ファイナンシャルアドバイザー協会 岐阜県協会様より寄附

公益社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会様による「夢のドリーム募金」創設25周年を記念し、生命保険の日である1月31日に全国一斉に社会福祉協議会に寄附をされることとなり、岐阜県では、本会に10万円の寄附をしていただきました。

寄附金は、地域福祉の増進のため、本会事業において有効に使わせていただきます。



▲公益社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会岐阜県協会 今尾 昌弘会長(写真中央右)と県社協 小林常務理事(中央左)=県福祉農業会館

富国生命保険相互会社 岐阜支社様より寄附

2月6日、サランカホールにおいて第299回フコク生命チャリティコンサートが開催され、コンサート会場にて行われたチャリティ募金の一部を本会へ寄附していただきました。

寄附金は、地域福祉の増進のため、本会事業において有効に使わせていただきます。



▲パイプオルガンと弦楽四重奏によるコンサート=OKBふれあい会館サランカホール

岐阜県民生委員児童委員協議会 役員を選出

岐阜県民生委員児童委員協議会は、去る1月20日に臨時理事会を開催し、役員を選出しました。

会 長 澤 井 基 光(関市)
副会長 堀 江 等(岐阜市)
副会長 脇 本 光 子(高山市)
副会長 五 島 清(大垣市)
副会長 富 田 節 子(中津川市)



▲役員に選出された(写真左より)五島副会長、脇本副会長、澤井会長、堀江副会長、富田副会長

*本誌に対してのご意見、ご要望等ございましたら、下記までお寄せください。

発行所 社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会 〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2-2-1

TEL(058)273-1111 FAX(058)275-4858 ホームページアドレス <http://www.winc.or.jp/> 購読料30円は会費に含む 毎月1回・15日発行